

特定非営利活動法人 日本マイクロライト航空連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本マイクロライト航空連盟と称し、略称をジェイエムエルとする。略称は、英文では、JMLとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、わが国におけるマイクロライト機界を統括し、代表する航空スポーツ団体として、マイクロライト機の普及及び振興を図り、もってわが国の国民の航空意識の健全な発達に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 技量の認定及び更新。
- (2) 操縦指導者及び安全管理者の育成。
- (3) 航空法に基づく国土交通大臣の実施する各種許可申請の代行業務。
- (4) 安全講習会の開催。
- (5) 型式別部会並びに各部会及び委員会の開催。
- (6) 訓練教程等の作成及び配布。
- (7) 日本選手権の開催及び世界選手権への選手及び役員の派遣。
- (8) ニュース誌の発刊。
- (9) 各種団体等からの委託業務の実施。
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業及び別に定める優れた会員を表彰する。

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) ジュニア正会員 前号に定める個人のうち25歳以下の者。
- (3) シニア正会員 前々号に定める個人のうち78歳以上の者。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体。
- (5) 名誉会員 この法人に特に功労のあった個人。の5種とし、正会員をもって特定非常営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(マイクロライトの地域組織及び型式部会)

第7条 マイクロライトの地域組織を次のとおり区分し、正会員はいずれかの地域組

織に所属して活動するものとする。

- (1) 北海道地域（北海道全土）。
- (2) 東北地域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）。
- (3) 関東地域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）。
- (4) 甲信越地域（山梨県、長野県、新潟県、静岡県）。
- (5) 中部地域（岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県）。
- (6) 関西地域（和歌山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）。
- (7) 中四国地域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、四国全土）。
- (8) 九州地域（九州全土）。
- (9) 沖縄地域（沖縄全土）。

2 型式による部会を次のとおり区分し、正会員はいずれかの部会に所属して活動するものとする。但し、二個以上の部会への所属を妨げない。

- (1) 舵面操縦型式部会。
- (2) 体重移動型式部会。
- (3) パラシュート型式部会。
- (4) ジャイロ型式部会。

（委員会）

第8条 第5条の事業を執行するために理事会の承認を得て委員会を設置することが出来る。

（入会）

第9条 入会を希望する者は所在する地域組織に申し込むものとする。

（会費）

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

（会員の資格の喪失）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。但し、第三者賠償責任保険は即日に被保険者資格を喪失する。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第12条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員等

（種別及び定数）

第14条 この法人の役員は、次の3種類の役員をもって構成する。

- (1) 理事 20人以上35人以下。
- (2) 理事長委嘱理事 3人以内。
- (3) 監事 2人。

2 理事のうち1人を理事長とし、4人以内を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事、理事長委嘱理事及び監事は、総会において選任する。ただし、理事は、第7条第1項に定める各地域組織並びに型式部会から次の人数を基準として選任するものとする。

- (1) 北海道地区 4人。
- (2) 東北地区 2人。
- (3) 関東地区 5人。
- (4) 甲信越地区 2人。
- (5) 中部地区 2人。
- (6) 関西地区 2人。
- (7) 中四国地区 2人。
- (8) 九州地区 3人。
- (9) 沖縄地区 1人。
- (10) 舵面操縦型式部会 1人。
- (11) 体重移動型式部会 1人。
- (12) パラシュート型式部会 1人。
- (13) ジャイロ型式部会 1人。

2 理事長及び副理事長、事務局長は、理事の互選とする。

3 理事長委嘱理事は、この法人が事業を行うに当たって理事長が必要と思われる特定の人を理事長委嘱理事として任命する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

7 当法人に特に功労のあった役員を名誉役員とし、役職名を定めることが出来る。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 理事以外の会員は、要求により理事会に出席できる。

5 理事長委嘱理事は、理事会に出席し、所要の意見を述べるものとする。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合

には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第21条 この法人は、必要に応じて、役員の外に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事の推薦により、総会で選任する。

3 顧問は理事及び監事を兼ねることはできない。

4 顧問の任期は終身とする。

5 顧問は、この法人の会議に出席し、意見を述べることができるが、表決権はないものとする。

6 当法人に特に功労のあった顧問を名誉顧問とする。

第4章 会議

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散及び合併。
- (3) 会員の除名。
- (4) 事業報告及び収支決算。
- (5) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬。
- (7) 会費の額。
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9) 事務局の位置。
- (10) その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回、年度の期首に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により理事長に対し招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第16条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。ただし、第25条第2項3号の請求があった場合において臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出し議長は副議長をおくことができる。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第30条 正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の適用については出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事及び理事長委嘱理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第34条 理事会は、年1回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき、理事長が招集する。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第38条 各理事の表決権は、理事長委嘱理事を含め平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については

理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費。
- (3) 寄附金品。
- (4) 財産から生じる収入。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) その他の収入。

(管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 この方法の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(精算人の選定)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等の該当する法人に贈与するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3

以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。(平成12年6月30日認証)

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成14年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)会費は年会費1万円とする。

7 第1次改訂の認証日 平成17年 3月22日。

8 第2次改訂の認証日 平成19年 2月28日。

9 第3次改訂の認証日 平成22年 1月 6日。

10 第4次改訂の認証日 令和 4年10月31日。

11 第5次改訂の認証日 令和 5年 9月 6日。

12 第6次改訂の認証日 令和 6年 8月22日。

13 第7次改訂の認証日 令和 年 月 日。

別表

役員名簿

特定非営利活動法人 日本マイクロライト航空連盟

	役名	氏名	フリガナ	備考
1	理事	大谷 演慧	オオタニ エンネイ	理事長
2	理事	木村 成文	キムラ シゲフミ	副理事長
3	理事	狐崎 貞琅	キツネザキ サダロウ	副理事長
4	理事	宮崎 一也	ミヤザキ カズヤ	副理事長
5	理事	伊佐 重盛	イサ シゲモリ	副理事長
6	理事	斉藤 文雄	サイトウ フミオ	常任理事
7	理事	川代 勝義	カワシロ カツヨシ	常任理事
8	理事	前田 照夫	マエダ テルオ	常任理事
9	理事	川島 章司	カワシマ ショウジ	常任理事
10	理事	田辺 稔	タナベ ミノル	常任理事
11	理事	武鹿 照英	ブシカ テルヒデ	常任理事
12	理事	千田 意	センタ オモウ	常任理事
13	理事	岩重 孝	イワシゲ タカシ	常任理事
14	理事	長江 努	ナガエ ツトム	常任理事
15	理事	矢嶋 靖英	ヤジマ ヤスヒデ	常任理事
16	理事	花村 吉貫	ハナムラ ヨシツラ	常任理事
17	理事	岩崎 貴弘	イワサキ タカヒロ	委嘱理事
18	理事	鈴木 武	スズキ タケシ	
19	理事	高野 宏一郎	タカノ コウイチロウ	
20	理事	山本 満則	ヤマモト ミツリ	
21	理事	佐藤 成彦	サトウ ナルヒコ	
22	理事	佐々木 逸馬	ササキ イツマ	
23	理事	佐藤 喜一	サトウ キイチ	
24	理事	綿古里 克司	ワタゴリ カツジ	
25	理事	井上 孝宏	イノウエ タカヒロ	
26	理事	中村 満	ナカムラ ミツル	
27	理事	井貝 正基	イガイ マサキ	
28	理事	鈴木 恵司	スズキ ケイジ	
29	理事	大谷 浩之	オオタニ ヒロユキ	
30	理事	中森 良輝	ナカモリ ヨシテル	
31	理事	山口 忠弘	ヤマグチ タダヒロ	
32	理事	松高 清治	マツタカ セイジ	
33	理事	小池 寛喜	コイケ ヒロヨシ	
34	理事	工藤 博行	クドウ ヒロユキ	

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 日本マイクロライト航空連盟

1 事業実施の方針

令和7年度はマイクロライト日本選手権大会(プレ大会含む)の開催に向けて、連盟の事業費予算の安定的な大会資金の調達、ボランティア人材の発掘、会員増に向けた会費確保などの課題解決を見込んだ事業を取り組む。また、当連盟の事業に顕著な功績のある者、永年会員を対象に表彰事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 800 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益者	受益対象者人数	事業費(千円)
航空機保険付与支援	会員に航空機保険加入推奨、る第三者賠償責任の担保を促進	通年	当連盟事務局	3名	当連盟会員 全国愛好家	約310名	930
航空団体イベント共催	各種イベント、航空教室参加	通年	当連盟事務局 全国地域組織	10名	開催地域会員 および小中高生	約500名	70
航空安全啓発活動	会員向け定期安全講習会開催及び航空局法令改訂資料配布指導	通年	当連盟事務局 および各地域組織	3名	当連盟会員 全国愛好家	約310名	466
会報(そらとも)第72号発行	当連盟情報誌の発行	年2回 6月・12月	当連盟事務局	1名	当連盟に所属するクラブ員	約310名	1,430
ボランティア助成支援補助	各種イベント、大会運営の支援活動	通年	全国地域組織	45名	当連盟会員	開催地域会員及び一般200名	90
表彰事業	当連盟への篤となる活動寄与の感謝の儀式事業	4月19日	通常理事会	約8名	当連盟会員 全国愛好家	会員 約10名	100
航空無線機許可管理	許可申請業務を支援	通年	当連盟事務局	1名	アナログ包括局会員		10

(2) ~~その他の事業~~

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
ホームページ会員増・情報配信広報	各種イベント参加、大会(プレ競技含め)の広報	通年	当連盟事務局及び特別委員	5名	350

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 日本マイクロライト航空連盟

1 事業実施の方針

令和8年度は第13回マイクロライト日本選手権大会(世界選手権派遣候補者)の開催に向けて、連盟の事業費予算の大会資金の調達、ボランティア人材の派遣、会員増に向けた広報活動などを見込んだ事業を取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 800 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益者	受益対象者人数	事業費(千円)
航空機保険付与支援	会員に航空機保険加入推奨、第三者賠償責任の担保を促進	通年	当連盟事務局	3名	当連盟会員 全国愛好家	約280名	840
航空団体イベント、日本選手権大会	各種イベント、航空教室参加	通年	当連盟事務局及び全国各地域組織	13名	当連盟会員 地域組織		150
日本選手権大会	選手権大会場準備、実施	6月・10月	当連盟地域組織	30名	当連盟会員	30名	990
航空安全啓発活動	会員定期安全講習会開催及び航空局法令改訂資料配布、指導	通年	当連盟事務局	3名	当連盟会員 安全管理者 及び操縦指導者	約120名	50
会報(そらとも)第74号発行	当連盟情報誌の発行	6月15日・1月15日	当連盟事務局	1名	当連盟に所属するクラブ員	約280名	160
ボランティア助成支援補助	各種イベント、大会に各運営委員の支援活動	通年	当連盟全国各地域組織	180名	当連盟会員 地域組織	45名	360
表彰事業	永年会員及び新会員発掘貢献者	4月19日	当連盟定例理事会会場	3名	当連盟会員 地域組織	8名	80
航空無線機許可管理	許可申請業務を支援	通年	当連盟事務局	1名	アナログ包括局のみ	10名	10

~~(2) その他の事業~~~~(事業費の総費用【 】千円)~~

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
ホームページ会員増広報事業	日本選手権大会競技情報配信	通年	当連盟事務局特別委員	5名	150

R7年度 活動予算書 (その他事業が^{ない}ある場合)

設立・定款変更用

特定非営利活動法人 日本マイクロライト航空連盟

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		4,485,000		0	4,485,000
正会員受取会費 (15,000)	4,200,000				
シニア正会員受取会費 (10,000)	250,000				
ジュニア正会員会費	35,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金					
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		140,000		0	140,000
受取補助金	140,000				
4 事業収益		1,364,900		0	1,364,900
許可申請代行援助	1,120,000				
無線システム代行	6,800				
安全啓発資料	120,100				
地域講習会収入	118,000				
5 その他の収益		699,645		0	699,645
受取利息	19				
家賃 (シェアオフィス)	699,626				
経常収益計		6,689,545		0	6,689,545
(B) 経常費用					
1 事業費		752,200		0	752,200
(1) 人件費					
給料手当					
安全管理・操縦指導者育成	57,200				
日本選手権(ブレ大会)開催費	55,000				
ホームページ追加作成	340,000				
会員増維持手数料	300,000				
(2) その他経費		1,406,500		0	1,406,500
会議費					
会誌作成発行	136,500				
航空保険付与	930,000				
航空団体協賛イベント	160,000				
安全啓発資料作成費	50,000				
無線システム申請費用	10,000				
ボランティア助成支援	120,000				
事業費計		2,158,700		0	2,158,700
2 管理費		2,260,000		0	2,260,000
(1) 人件費					
役員報酬					
給料手当	2,010,000				
退職給付費用					
福利厚生					
通勤交通費	250,000				
(2) その他経費		2,266,300		0	2,266,300
消耗品費	192,000				
水道光熱費					
ホームページ保守維持 通信運搬費	492,000				
地代家賃	1,396,400				
イベント旅費参加交通費	110,000				
減価償却費					
印紙郵券等	25,900				
委員会会議費	50,000				
管理費計		4,526,300		0	4,526,300
経常費用計		6,685,000		0	6,685,000
当期経常増減額 (A) - (B) ...①		4,545		0	4,545
(C) 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 (C) - (D) ...②		0		0	0
経理区分據替額 ...③					
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ...④		4,545		0	4,545
法人税、住民税及び事業税 ...⑤					
前期繰越正味財産額 ...⑥					2,113,455
当期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					2,118,000

ひい

設立・定款変更用

R8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 日本マイクロライト航空連盟

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		4,200,000		0	4,200,000
正会員受取会費	3,600,000				
シニア正会員会費	530,000				
ジュニア正会員会費	70,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金					
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		50,000		0	50,000
受取補助金 日本航空協会 空の口実行委員会補助金	50,000				
4 事業収益		1,720,000		0	1,720,000
許可申請代行援助 事業収益	1,100,000				
無線システム代行 事業収益	20,000				
安全啓発資料 頒布 事業収益	400,000				
地域講習会収入 事業収益	200,000				
5 その他の収益		699,000		0	699,000
受取利息	14				
家賃（シェアオフィス）698,196+その他 790	698,986				
経常収益計		6,669,000		0	6,669,000
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		1,370,000		0	1,370,000
給料手当					
日本選手権大会会費	990,000				
会員増維持手数料	250,000				
安全啓発資料作成費	50,000				
表彰事業	80,000				
(2) その他経費		1,630,000		0	1,630,000
会議費	50,000				
役員移動費補助金	60,000				
会誌作成発行	160,000				
航空保険付与	840,000				
航空団体協賛イベント	150,000				
無線システム申請費用	10,000				
ボランティア助成支援	360,000				
事業費計		3,000,000		0	3,000,000
2 管理費					
(1) 人件費		2,300,000		0	2,300,000
役員報酬					
給料手当	2,050,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
通勤交通費	250,000				
(2) その他経費		2,347,000		0	2,347,000
消耗品費	100,000				
水道光熱費					
通信運搬費	485,000				
地代家賃	1,365,000				
備品費及び修繕費	80,000				
ITホームページ関連費	262,000				
行事費（地域行事参加費）	30,000				
印紙代、手数料	25,000				
管理費計		4,647,000		0	4,647,000
経常費用計		7,647,000		0	7,647,000
当期経常増減額 (A) - (B) ...①		-978,000		0	-978,000
(C) 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 (C) - (D) ...②		0		0	0
経理区分繰替額 ...③					
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ...④		-978,000		0	-978,000
法人税、住民税及び事業税 ...⑤					
前期繰越正味財産額 ...⑥					
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					1,140,000